# 請 願 ・ 陳 情 文 書 表

令和２年第１０回琴浦町議会定例会提出

| | |
|---|---|
| 受理番号 | ２年請願第５号 |
| 受理年月日 | 令和２年１１月１８日 |
| 件　　名 | 公共施設整備に使用する天然芝の「地産地消」についての請願 |
| 提出者及び紹介議員 | 提出者<br>鳥取県芝生産組合<br>八橋支部長　内山　雄紀<br><br>（紹介議員　手嶋　正巳　） |
| 所管委員会 | 総務産業常任委員会 |
| 受　　理 | ２年請願第５号　　令和２年１１月１８日 |
| 付　　議 | 令和２年１２月１０日　第１０回定例会 |
| 付　　託 | 総務産業常任委員会 |
| 採　　否 | |
| 処　　理 | |

# 請　願　書

令和２年１１月18日

琴浦町議会議長　小椋　正和　様

請願者　住　所　琴浦町大字松谷５６４
氏　名　鳥取県芝生産組合
八橋支部長　内山　雄紀
連絡先 [redacted]

紹介議員　　手嶋　正巳

公共施設整備に使用する天然芝の「地産地消」についての請願

【請願項目】

1　公共施設整備に天然芝を使用する場合、琴浦町産の芝を使用すること。
2　日本芝を使用し、混入の原因となるティフトン系洋芝は使用しないこと。
3　ボランティア活用により、維持管理費を軽減すること。

【請願の理由・経緯等】

1　芝生産量が全国第２位の鳥取県（765ha）において、その一大生産地（286ha）である琴浦町は生産者数（250名）、生産量並びに品質において、「鳥取芝発祥の地」の実績と評価を得ています。

琴浦町で使用すべき芝は何か、それは「芝発祥の地」に相応しい芝、即ち地元琴浦産の芝であるべきと思います。

本町の特産品ともいうべき、天然芝を率先して「地産地消」して頂きますよう要望します。

また、平成２８年に県内で確認された芝害虫シバオサゾウムシの蔓延防止のため、害虫防除を徹底している安全な町内産芝の使用をお願いします。

2　ティフトン系洋芝の混入は商品価値が無くなり、生産者の死活問題です。

このため、合併前の旧東伯町・大栄町・赤碕町・中山町・名和町エリアから排除され、現在に至っています。

北栄町では松本町長がこれまでの経緯を認識・実行されており、お台場公園など旧大栄地域の公共施設はティフトンを排除して日本芝で整備されています。

3　天然芝の維持管理は、場合によっては多額の経費を要し町財政圧迫の要因にもなり、懸念しています。

このため、芝栽培のノウハウを持った生産者による維持管理ボランティアを組織化し、この活用による経費軽減を要望します。

なお、ボランティア活動にあたり必要となる機械燃料費や散布薬剤等の経費については町の助成か負担をお願いしたい。

琴浦町議会
受付
2-11.18
第5号

# 請 願 ・ 陳 情 文 書 表

令和２年第１０回琴浦町議会定例会提出

| | |
|---|---|
| 受理番号 | ２年陳情第８号 |
| 受理年月日 | 令和２年１１月１６日 |
| 件　　名 | 全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう国及び関係機関への意見書提出についての陳情 |
| 提出者及び紹介議員 | 提出者<br>沖縄と連携するとっとりの会<br>共同代表　石田　正義・　一盛　真　・伊藤　英司<br><br>（事務局　鳥取県西伯郡南部町　平良　忠弘） |
| 所管委員会 | 総務産業常任委員会 |
| 受　　理 | ２年陳情第８号　　令和２年１１月１６日 |
| 付　　議 | 令和２年１２月１０日　第１０回定例会 |
| 付　　託 | 総務産業常任委員会 |
| 採　　否 | |
| 処　　理 | |

琴浦町　議会議長　小椋正和様

全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう国及び関係機関への意見書提出についての陳情

2020年　11月16日

沖縄と連帯するとっとりの会
共同代表　石田正義
一盛　真
伊藤英司
事務局　〒683-0204　鳥取県西伯郡南部町福里[redacted]
平良忠弘（電話[redacted]

**陳情理由**

全国知事会は、２０１８年7月２７日に日米地位協定の抜本的見直しを求める提言を採択し、同８月１４日提言書を日米両政府に提出しました。

故翁長雄志沖縄県知事の「基地問題は一都道府県の問題ではない」との訴えを受け、全国知事会は２年近くをかけて提言をまとめました。提言は米軍への国内法の適用、自治体職員の事件事故時の現場への迅速な立ち入り保障などを地位協定に明記するよう要請しており、米軍の訓練ルート、飛行情報を事前提供すること、米軍の事件・事故への実効的な防止策の取り組み、基地周辺の騒音規制措置について、住民の実質的な負担軽減が図られること、基地施設等の使用状況を点検して縮小、返還することを求めています。

この知事会提言以降、全国各地の県市町村議会で地位協定の見直しを求める意見書が可決、提出されています。しかし、基地をめぐる事件・事故、騒音・環境問題は深刻さを増しています。加えて、新型コロナ危機です。現在の日米地位協定のもとでは、世界最大の感染国であるアメリカからの軍人軍属の出入国及び基地外への出入りをチエックする権限は日本にはありません。基地を感染源とする予防対策に自治体はおろか国さえ無力であり、基地所在地の住民のみならず全国民の不安は深刻です。

こうした事態を改善していくためには日米地位協定の見直しが緊急の課題となっています。日米地位協定は締結されて６０年、この間一度も改定されず不平等な規定のまま今日に至っています。今こそ、この問題に真摯に取り組む時ではないでしょうか。以上の理由により貴議会へ次の事項を陳情します。

**陳情事項**

**１．全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう、貴議会の名において国及び関係機関に意見書を上げて戴くこと。**

琴浦町議会
受付
2-11.16
8

日米地位協定の見直しを求める意見書（案）

わが国には、日米安保条約に基づく日米地位協定により、３０都道府県に１３０を超える米軍基地があります。その米軍基地所在地では、航空機の騒音や米軍人・軍属がかかわる事件・事故などにより、平穏で安全・安心であるべき周辺住民の生活が脅かされる事態が続いており、基地の所在する自治体にとって、その負担の軽減が重要課題となっています。

こうした中で、全国知事会は2018年7月に日米地位協定を抜本的に見直す提言を採択しました。この知事会提言以降、全国各地の県市町村議会で地位協定の見直しを求める意見書が可決、提出されています。しかし、基地をめぐる事件・事故、騒音・環境問題は深刻さを増しています。加えて、新型コロナ危機です。現在の日米地位協定のもとでは、世界最大の感染国であるアメリカからの軍人軍属の出入国及び基地外への出入りをチエックする権限は日本にはありません。基地を感染源とする予防対策に自治体はおろか国さえ無力であり、基地所在地の住民のみならず全国民の不安は深刻です。

日米地位協定は、米軍人等の犯罪に係る裁判権や国民生活に深くかかわる事項が日本国法令の適用外と定められていますが、１９６０年に締結されて以来、６０年間一度も改定されず不平等の規定のまま今日に至っています。国民の生命、財産並びに人権を守るためには日米地位協定のあるべき姿への見直しが喫緊の課題となっています。よって、国において適切な措置を講ずるよう強く要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和２年　　月　　日

議会

**提出先**

衆議院議長　　大島理森
参議院議長　　山東昭子
内閣総理大臣　　菅義偉
外務大臣　　茂木俊允
防衛大臣　　岸信夫
総務大臣　　武田良太

# 米軍基地負担に関する提言

全国知事会においては、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成２８年１１月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置し、これまで６回にわたり開催してきました。

研究会では、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行うとともに、有識者からのヒアリングを行うなど、共通理解を深めてきました。

その結果、

① 日米安全保障体制は、国民の生命・財産や領土・領海等を守るために重要であるが、米軍基地の存在が、航空機騒音、米軍人等による事件・事故、環境問題等により、基地周辺住民の安全安心を脅かし、基地所在自治体に過大な負担を強いている側面がある。

② 基地周辺以外においても艦載機やヘリコプターによる飛行訓練等が実施されており、騒音被害や事故に対する住民の不安もあり、訓練ルートや訓練が行われる時期・内容などについて、関係の自治体への事前説明・通告が求められている。

③ 全国的に米軍基地の整理・縮小・返還が進んでいるものの、沖縄県における米軍専用施設の基地面積割合は全国の７割を占め、依然として極めて高い。

④ 日米地位協定は、締結以来一度も改定されておらず、補足協定等により運用改善が図られているものの、国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど、我が国にとって、依然として十分とは言えない現況である。

⑤ 沖縄県の例では、県経済に占める基地関連収入は復帰時に比べ大幅に低下し、返還後の跡地利用に伴う経済効果は基地経済を大きく上回るものとなっており、経済効果の面からも、更なる基地の返還等が求められている。

といった、現状や改善すべき課題を確認することができました。

米軍基地は、防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要であり、国におかれては、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、以下の事項について、一層積極的に取り組まれることを提言します。

記

1　米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、**訓練ルートや訓練が行われる時期**について**速やかな事前情報提供**を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと

2　**日米地位協定を抜本的に見直し**、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること

3　米軍人等による**事件・事故**に対し、**具体的かつ実効的な防止策**を提示し、継続的に取組みを進めること
　また、飛行場周辺における**航空機騒音規制措置**については、**周辺住民の実質的な負担軽減**が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと

4　施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること

平成３０年７月２７日

全国知事会

(4)　５カ国比較表（地位協定、国内法、運用等）

| | 国内法の適用 | 基地の管理権 |
|---|---|---|
| 日本 | **外務省ホームページ（日米地位協定Q&A問４）（抜粋）**<br>一般に、受入国の同意を得て当該受入国内にある外国軍隊及びその構成員等は、個別の取決めがない限り、軍隊の性質に鑑み、その滞在目的の範囲内で行う公務について、受入国の法令の執行や裁判権等から免除されると考えられています。すなわち、当該外国軍隊及びその構成員等の公務執行中の行為には、派遣国と受入国の間で個別の取決めがない限り、受入国の法令は適用されません。（※平成31年１月に「国際法」の文言を削除するなど説明を修正　P28参照） | **日米地位協定第３条（抜粋）**<br>１　合衆国は、施設及び区域において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。<br>**環境補足協定及び合同委員会合意（概要）**<br>米軍基地内で環境事故が発生した際に、米軍からの通報に基づき日本側が視察の申請ができる手続き等を規定。同手続きに基づき、米軍の許可があった場合には日本側は米軍基地内への立入りが認められる。 |
| ドイツ | **ボン補足協定**<br>**第45条第２項（抜粋）**<br>本条第１項に基づく機動演習その他の訓練の実施に関しては、ドイツ法令の関連規定、特に1961年９月27日の連邦徴発法の現行規定法文を適用する。<br>**第53条（抜粋）**<br>当該施設区域の使用についてはドイツの法令が適用される。 | **ボン補足協定署名議定書（第53条について）（抜粋）**<br>４②(a)　軍隊の当局は、ドイツの連邦、州及び地方自治体の各段階でそれぞれ権限ある当局に対し、ドイツのそれらの当局が公務を遂行できるように、ドイツの利益を保護するために必要なあらゆる適切な援助（事前通告後の施設区域への立入りを含む。）を与える。<br>（略）緊急の場合及び危険が差し迫っている場合には、軍隊の当局は、ドイツの当局が事前通告なしに直ちに立ち入ることができるようにする。<br>※自治体に立入りパスを支給する等立入り権を確保。 |
| イタリア | **米伊モデル実務取極**<br>**第17条（訓練・作業行動）（抜粋）**<br>１　全ての訓練行動及び作業行動の計画作り及びその実施は、第５条に定める目標及び目的に従い、かつ非軍事的事項及び軍事的事項に関するイタリアの法規であって特定分野について有効であるものを遵守するものでなければならない。 | **米伊モデル実務取極**<br>**第６条（司令部）（抜粋）**<br>１　基地はイタリアの司令部の下に置かれる。左記司令部の機能は、イタリアの将校１名によって行使される。<br>５　イタリアの司令官は、その責任に対応するために、基地の全ての区域に、いかなる制約も設けずに自由に立ち入る。ただし、後記の第15条に定める場合は別とする。 |
| ベルギー | **ベルギー憲法**<br>**第185条**　いかなる外国の軍隊も、法律に基づかなければ、国の軍務に迎え入れられ、領土を占領または通過することはできない。<br>※航空法や航空規則（AIP）などのベルギー国内法令を駐留軍にも適用し、飛行高度や飛行時間の規制等を行っている。 | **シエーブル米空軍基地**<br>米軍基地の所在自治体での聞き取りによると、首長や自治体職員の基地内への立入りは可能であり、米軍側もそれを当然の権利として認めている。 |
| イギリス | **駐留軍法**<br>英国に駐留（訪問）する外国軍に関する規定を定めること等を目的とした国内法である駐留軍法により英国軍に関連する法の駐留軍への適用を規定<br>**2013年５月21日英国議会庶民院（下院）**<br>**ロバサン国防大臣の答弁**<br>在英米軍は、1951年NATO地位協定に定められ、1952年駐留軍法を介して制定された通り、米国及び英国の法律の両方に従います。 | **英空軍から米空軍への書簡（1951年）**<br>基地の占有権は引き続き英国側が持つことや基地に英空軍の司令官を置くことなどを条件として、基地の管理権を米軍に移管。一部の基地を除き、在英米軍基地には英空軍の司令官が常駐。<br>※英空軍司令官の他、英国防省警察も基地に常駐していることが、英国の文書等から確認されている。 |

| 訓練・演習への関与（軍用機関係） | 航空機事故への対応 |
| --- | --- |
| **日米地位協定**　訓練、演習に関する規定無し<br>**日米地位協定の実施に伴う航空特例法（抜粋）**<br>３　前項の航空機及びその航空機に乗り組んでその運航に従事する者については、航空法第六章の規定は、政令で定めるものを除き、適用しない。<br>**平成29年１月７日稲田防衛大臣記者会見発言（抜粋）**<br>「運用に関わる問題として、訓練の時間等を含む詳細な情報が日本側に通報されることは通常ありません。ですので、その点について何か求めて行くということは、日本側としてはないということです。」 | **日米地位協定合意議事録**　10(a)及び 10(b)に関し、<br>２　日本国の当局は、通常、合衆国軍隊が使用し、かつ、その権限に基づいて警備している施設若しくは区域内にあるすべての者若しくは財産について、又は所在地のいかんを問わず合衆国軍隊の財産について、捜索、差押え又は検証を行なう権利を行使しない。（略）<br>※航空機事故に関する日米のガイドラインが定められているが、平成28年に沖縄県東村で発生したCH-53Eの不時着・炎上事故では、県や沖縄防衛局等の内周規制線内への立入りを米側が拒み、迅速な立入りができず。 |
| **ボン補足協定（抜粋）**<br>**第45条**　**軍隊は、（略）**連邦国防大臣の同意に従うことを条件として、その防衛任務の遂行上で必要とされる範囲内で施設区域外での機動演習その他の訓練を行う権利を有する。<br>**第46条**　軍隊は、権限あるドイツ当局の承認を条件に、かつその防衛任務を遂行する上で必要な範囲内において、本条に基づいて連邦共和国の空域で機動演習その他の訓練を行う権利を有する。<br>※実際の運用でもドイツ航空管制が空域使用を許可 | **2011年（平成23年）４月のシュパングダーレム基地所属のA-10戦闘機墜落事故への対応**<br>墜落した自治体での聞き取りによると、米軍機墜落事故の際は、ドイツ警察、ドイツ軍、米軍が駆け付けたが、ドイツ軍が現場の安全を保持。機体の調査と報告書の作成は米軍が行ったが、調査委員会にはドイツ軍が入っている。環境調査はドイツの法律に基づき、ドイツ側において行ったが、調査に要した費用は米側が支払った。 |
| **米伊モデル実務取極**<br>**第17条（訓練・作業行動）（抜粋）**<br>２　イタリアの関係当局は、現行手続きに従って必要とされる調整及び承認のために、当該施設区域に配属されている部隊の訓練行動及び作業行動について、事前にイタリアの司令官又はその代理人を通じて通告を受けるものとする。<br>４　航空管制は、イタリアの直接的責任であって、適用可能な法規に準じて、かつこの分野についての相互協力を定める協定に従って行われる。 | **1998年（平成10年）２月の米軍機によるロープウェイ切断事故への対応**<br>現地新聞報道によると、イタリアの現地検察は、フライトレコーダーなどの証拠品を押収するなど、事故を主体的に捜査。また、事故原因の調査についても、イタリア側で調査委員会を設置し、米側と共同で事故調査を行うことで、事故に関する技術報告書を公表。 |
| **ベルギー航空法（抜粋）**<br>**第３条**　外国籍の航空機が王国領域上空を運行する場合、航空院を管轄する大臣の許可が必要となる。王国領域上空での運行に関して相互協定が結ばれている国の航空機に関しては大臣の許可は不要とする。外国籍の軍事用航空機が王国領域上空を飛行する場合、ベルギー国防省の許可が必要となる。<br>**第４条**　ベルギー国籍及び外国籍の航空機に対して、ベルギー国王は、王国領域全土または王国領域一部の上空の飛行を禁止することができる。 | （未確認） |
| **英国空軍規制方針規則　RA2307（抜粋）**<br>73. 英国の飛行情報区および上層飛行情報区における軍事飛行の禁止または制限。必要な場合、国防省は、英国の飛行情報区または上層飛行情報区内のすべての空域における英国軍の航空システムまたは駐留軍の航空システムの飛行を、禁止または制限する、あるいはこれに条件を課すことができる。（以下、略） | **2014年（平成26年）１月の米空軍レイクンヒース基地所属のHH-60G ペイブ・ホーク墜落事故への対応**<br>事故現場は、英国警察が規制線を張り、英国法に基づき事故を捜索。米軍側は「英国警察に優先権がある」と英国警察側に明言。 |

# 「日米地位協定見直し」意見書採択地方自治体

2018年7月から2020年9月25日までに採択

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 都道府県議会 | | 43 | 秋田県上小阿仁村議会 | 96 | 長野県北相木村議会 | 149 | 奈良県広陵町議会 |
| 1 | 和歌山県議会 | 44 | 秋田県小坂町議会 | 97 | 長野県小海町議会 | 150 | 奈良県大和高田市議会 |
| 2 | 宮崎県議会 | 45 | 秋田県五城目町議会 | 98 | 長野県立科町議会 | 151 | 奈良県大和郡山市議会 |
| 3 | 長野県議会 | 46 | 秋田県藤里町議会 | 99 | 長野県軽井沢町議会 | 152 | 奈良県斑鳩町議会 |
| 4 | 北海道議会 | 47 | 秋田県八郎潟町議会 | 100 | 長野県御代田町議会 | 153 | 奈良県川西町議会 |
| 5 | 佐賀県議会 | 48 | 秋田県井川町議会 | 101 | 長野県佐久穂町議会 | 154 | 奈良県王寺町議会 |
| 6 | 岩手県議会 | 49 | 秋田県美郷町議会 | 102 | 長野県池田町議会 | 155 | 和歌山県串本町議会 |
| 7 | 奈良県議会 | 50 | 秋田県大潟村議会 | 103 | 長野県佐久市議会 | 156 | 和歌山県九度山町議会 |
| 8 | 沖縄県議会 | 51 | 秋田県横手市議会 | 104 | 長野県小諸市議会 | 157 | 和歌山県田辺市議会 |
| 9 | 静岡県議会 | 52 | 秋田県北秋田市議会 | 105 | 長野県朝日村議会 | 158 | 和歌山県かつらぎ町議会 |
| 市町村議会 | | 53 | 山形県鶴岡市議会 | 106 | 長野県辰野町議会 | 159 | 鳥取県琴浦町議会 |
| 1 | 北海道夕張市議会 | 54 | 山形県庄内町議会 | 107 | 長野県大桑村議会 | 160 | 鳥取県南部町議会 |
| 2 | 北海道斜里町議会 | 55 | 福島県川俣町議会 | 108 | 長野県木祖村議会 | 161 | 鳥取県北栄町議会 |
| 3 | 北海道豊浦町議会 | 56 | 福島県郡山市議会 | 109 | 長野県須坂市議会 | 162 | 岡山県鏡野町議会 |
| 4 | 北海道知内町議会 | 57 | 福島県喜多方市議会 | 110 | 長野県王滝村議会 | 163 | 岡山県備前市議会 |
| 5 | 北海道余市町議会 | 58 | 福島県桑折町議会 | 111 | 長野県上松町議会 | 164 | 岡山県奈義町議会 |
| 6 | 北海道札幌市議会 | 59 | 福島県会津若松市議会 | 112 | 長野県高山村議会 | 165 | 広島県安芸高田市議会 |
| 7 | 北海道根室市議会 | 60 | 栃木県塩谷町議会 | 113 | 長野県千曲市議会 | 166 | 広島県北広島町議会 |
| 8 | 北海道広尾町議会 | 61 | 栃木県矢板市議会 | 114 | 長野県中野市議会 | 167 | 広島県安芸太田町市議会 |
| 9 | 北海道倶知安町議会 | 62 | 栃木県佐野市議会 | 115 | 長野県木曽町議会 | 168 | 広島県庄原市議会 |
| 10 | 北海道赤平市議会 | 63 | 群馬県甘楽町議会 | 116 | 長野県飯山市議会 | 169 | 広島県廿日市議会 |
| 11 | 北海道帯広市議会 | 64 | 群馬県渋川市議会 | 117 | 長野県南木曽町議会 | 170 | 広島県三次市議会 |
| 12 | 北海道恵庭市議会 | 65 | 群馬県沼田市議会 | 118 | 長野県山ノ内町議会 | 171 | 広島県呉市議会 |
| 13 | 北海道白老町議会 | 66 | 群馬県利根郡川場村議会 | 119 | 長野県南箕輪村議会 | 172 | 広島県江田島市議会 |
| 14 | 北海道小樽市議会 | 67 | 埼玉県鳩山町議会 | 120 | 長野県長和町議会 | 173 | 徳島県那賀町議会 |
| 15 | 北海道名寄市議会 | 68 | 埼玉県小鹿野町議会 | 121 | 長野県南牧村議会 | 174 | 徳島県牟岐町議会 |
| 16 | 北海道旭川市議会 | 69 | 埼玉県東松山市議会 | 122 | 長野県宮田村議会 | 175 | 高知県四万十町議会 |
| 17 | 北海道釧路市議会 | 70 | 埼玉県富士見市議会 | 123 | 長野県下諏訪町議会 | 176 | 高知県安芸市議会 |
| 18 | 北海道伊達市議会 | 71 | 埼玉県吉見町議会 | 124 | 長野県豊丘村議会 | 177 | 高知県須崎市議会 |
| 19 | 北海道長沼町議会 | 72 | 埼玉県越生町議会 | 125 | 長野県青木村議会 | 178 | 高知県土佐町議会 |
| 20 | 北海道東川町議会 | 73 | 東京都小金井市議会 | 126 | 長野県飯綱町議会 | 179 | 高知県いの町議会 |
| 21 | 北海道上士幌町議会 | 74 | 東京都小平市議会 | 127 | 長野県栄村議会 | 180 | 高知県本山町議会 |
| 22 | 北海道古平町議会 | 75 | 東京都多摩市議会 | 128 | 長野県下條村議会 | 181 | 高知県芸西村議会 |
| 23 | 北海道上川町議会 | 76 | 東京都羽村市議会 | 129 | 長野県野沢温泉村議会 | 182 | 高知県香美市議会 |
| 24 | 北海道音更町議会 | 77 | 東京都三鷹市議会 | 130 | 長野県諏訪市議会 | 183 | 高知県大月町議会 |
| 25 | 北海道幕別町議会 | 78 | 東京都東久留米市議会 | 131 | 長野県茅野市議会 | 184 | 福岡県春日市議会 |
| 26 | 青森県大間町議会 | 79 | 東京都清瀬市議会 | 132 | 岐阜県八百津町議会 | 185 | 福岡県大牟田市議会 |
| 27 | 青森県風間浦村議会 | 80 | 神奈川県座間市議会 | 133 | 岐阜県関市議会 | 186 | 福岡県築上町議会 |
| 28 | 青森県外ケ浜町議会 | 81 | 神奈川県二宮町議会 | 134 | 愛知県扶桑町議会 | 187 | 福岡県鞍手町議会 |
| 29 | 青森県六ケ所村議会 | 82 | 神奈川県逗子市議会 | 135 | 三重県御浜町議会 | 188 | 福岡県糸田町議会 |
| 30 | 青森県平内町議会 | 83 | 神奈川県鎌倉市議会 | 136 | 滋賀県湖南市議会 | 189 | 福岡県行橋市議会 |
| 31 | 青森県蓮田村議会 | 84 | 神奈川県葉山町議会 | 137 | 京都府南山城村議会 | 190 | 福岡県中間市議会 |
| 32 | 青森県佐井村議会 | 85 | 神奈川県藤沢市議会 | 138 | 京都府京田辺市議会 | 191 | 佐賀県鳥栖市議会 |
| 33 | 青森県横浜町議会 | 86 | 新潟県湯沢町議会 | 139 | 大阪府摂津市議会 | 192 | 佐賀県武雄市議会 |
| 34 | 青森県六戸町議会 | 87 | 石川県金沢市議会 | 140 | 大阪府忠岡町議会 | 193 | 鹿児島県屋久島町議会 |
| 35 | 青森県野辺地町議会 | 88 | 石川県羽咋市議会 | 141 | 大阪府吹田市議会 | 194 | 鹿児島県奄美市議会 |
| 36 | 岩手県二戸市議会 | 89 | 福井県小浜市議会 | 142 | 大阪府茨木市議会 | 195 | 沖縄県南城市議会 |
| 37 | 岩手県奥州市議会 | 90 | 山梨県北杜市議会 | 143 | 大阪府熊取町議会 | 196 | 沖縄県大宜味村議会 |
| 38 | 岩手県花巻市議会 | 91 | 長野県長野市議会 | 144 | 兵庫県高砂市議会 | 197 | 沖縄県今帰仁村議会 |
| 39 | 岩手県雫石町議会 | 92 | 長野県南相木村議会 | 145 | 兵庫県西宮市議会 | 198 | 沖縄県中城村議会 |
| 40 | 岩手県矢巾町議会 | 93 | 長野県川上村議会 | 146 | 兵庫県川西市議会 | 199 | 沖縄県八重瀬町議会 |
| 41 | 岩手県北上市議会 | 94 | 長野県中川村議会 | 147 | 奈良県三郷町議会 | 200 | 沖縄県北中城村議会 |
| 42 | 岩手県普代村議会 | 95 | 長野県大町市議会 | 148 | 奈良県平群町議会 | 201 | 沖縄県豊見城市議会 |